

保護者各位

志布志市立有明小学校
校長 岩屋 高広

新型コロナウイルス 5類感染症 への移行後の出席停止等基準の改訂について
(お知らせ)

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る文部科学省の通知がありました。5月8日から新型コロナウイルスが、感染症分類【2類相当】からインフルエンザ同等の【5類】に位置付けられることとなり、具体的な出席停止の期間等が示されました。

つきましては、変更点について、下記のとおり太線と波線で示しています。但し、あくまでも基準であり、療養期間等、医師等の指示がありましたら、そちらを優先してくださるようお願いいたします。また、お子様の健康状況は、これまで同様毎日欠かさず確認をお願いします。万一、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養をさせてください。その際は、原則欠席扱いとなります。

記

1 出席停止基準

<p>① 本人に新型コロナウイルスの感染が確認された場合 (みなし陽性も含む)</p>	<p>・ <u>有症状患者は、発症日の翌日を1日目と数え、5日目まで、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを療養期間とする。</u></p> <p>※ <u>発症から10日を経過するまでは、当該児童はマスクの着用すること。児童の間で感染の有無やマスク着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行う。</u></p>
<p>② 本人が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者として指定された場合 <u>濃厚接触者としての特定は行わない。</u></p>	<p>・ <u>新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない者については、直ちに出席停止の対象とすることはない。登校を控えなくてよい。</u></p>
<p>③ 家族が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者と指定された場合</p>	<p>・ 登校を控えなくてよい。</p>
<p>④ 本人が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合 <u>新型コロナウイルス感染症に疑いがある場合や、感染するおそれのある場合</u></p>	<p>・ 登校を控え、自宅で療養をする。</p> <p>・ <u>校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。その際、校長は、学校医の助言を仰ぐ。</u></p>
<p>⑤ 家族が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合</p>	<p>・ 登校を控えなくてよい。</p>
<p>⑥ <u>新型コロナウイルスのワクチン接種の場合</u></p>	<p>・ 出席停止扱いとする。</p> <p>・ <u>原則欠席とする。</u></p>
<p>⑦ 新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応の場合</p>	<p>・ 接種目及び副反応の期間を出席停止扱いとする。</p> <p>・ <u>原則欠席とする。</u></p>
<p>⑦ 本人にインフルエンザの感染が確認された場合</p>	<p>・ 発症日の翌日を1日目と数え、5日目を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでとする。</p>
<p>⑧ 家族がインフルエンザに感染した場合</p>	<p>・ 登校しても構わない。</p>

裏面も参照

2 早退等基準

① 本人が発熱等で早退になる場合	・ 原則早退とする。
② 本人の兄弟姉妹が感染や発熱で早退になる場合	・ 継続して在校させる。
③ 新型コロナウイルスのワクチン接種の場合 ※ <u>ワクチン接種は、強制ではなく、本人や保護者の判断が尊重される。</u>	・ 出席停止扱いとし、原則、早退扱いにしない。 ・ <u>原則早退とする。</u> <u>(遅刻の場合も同等扱いとする。)</u>
④ 新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応による早退の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
⑤ インフルエンザのワクチン接種の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)
⑥ インフルエンザのワクチン接種の副反応の場合	・ 原則早退とする。 (遅刻の場合も同等扱いとする。)

※ 出席停止等の基準は、あくまでも本校の判断基準となり、御心配な場合は、医師や学校へ御相談ください。